

○赤磐市マスコットキャラクター「あかいわモモちゃん」使用取扱要綱

平成30年3月29日

赤磐市告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市マスコットキャラクター「あかいわモモちゃん」(以下「あかいわモモちゃん」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示においてあかいわモモちゃんとは、本市が著作権法(昭和45年法律第48号)第61条第1項の規定により、著作者より著作権を譲り受け、商標法(昭和34年法律第127号)第3条第1項の規定により商標登録第5861381号として登録を行っている別図に掲げるデザイン及び名称並びにこれらを展開したのものとする。

(使用承諾申請)

第3条 あかいわモモちゃんを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ赤磐市マスコットキャラクター使用承諾申請書(様式第1号)に、使用対象物件のデザインが分かる書面等を添えて市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道関係者が新聞、テレビ、雑誌等により報道目的で使用する場合
- (4) その他市長が認めた場合

(使用承諾基準)

第4条 市長は、前条の規定による使用承諾申請があった場合、次の各号のいずれにも該当せず、本市のPRに寄与すると認めたときは、あかいわモモちゃんの使用を承諾するものとする。

- (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるもの
- (2) あかいわモモちゃんのイメージを損なうおそれがあるもの
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるもの
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるもの
- (6) 正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるもの
- (7) その他市長が不相当と認めるもの

(使用の決定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、使用の可否を

赤磐市マスコットキャラクター使用決定通知書（様式第2号）により使用者に通知するものとする。

（使用の期間）

第6条 あかいわモモちゃんを使用できる期間は原則として1年以内とする。

2 前項の期間の満了後において、引き続きあかいわモモちゃんを使用しようとするときは、当該期間の満了日までに第3条の規定による申請を行い、前条の規定による使用の決定を受けなければならない。

（使用料）

第7条 使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 承諾された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- （2） あかいわモモちゃんの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3） あかいわモモちゃんを自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- （4） 原則として、「赤磐市マスコットキャラクター」及び「あかいわモモちゃん」と表記すること。
- （5） 別に定める「あかいわモモちゃんイラスト使用注意事項」に基づき正しく使用すること。
- （6） 市長から要請があった場合は、あかいわモモちゃんの使用実態を報告すること。

（変更申請）

第9条 使用者は、承諾を受けた内容を変更しようとするときには、あらかじめ赤磐市マスコットキャラクター使用変更承諾申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときには、その内容を審査し、変更使用の可否を赤磐市マスコットキャラクター使用変更決定通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

（使用承諾の取消し）

第10条 市長は、使用者が第8条に規定する事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示に反したときは、使用承諾を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が生じても、本市は一切の責めを負わない。

（市の免責）

第11条 あかいわモモちゃんの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、本市は一切その責めを負わない。

（損害賠償）

第12条 使用者は、あかいわももちんの使用により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。